

別紙 1 - 3

の事実に対して事前照会者の求める見解となることの理由(具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。)

専ら国内及び国外の地域にわたって又は国外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送用に供される船舶又は航空機の譲渡、貸付又は修理で政令で定めるものは消費税法第7条(輸出免税等)第1項第5号により消費税が免除される課税資産の譲渡等として規定されています。

ここでいう「前各号に掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの」は、消費税法施行令第17条(輸出取引等の範囲)第2項第3号において「船舶又は航空機の水先、誘導その他入出港若しくは離着陸の補助又は入出港、離着陸、停泊若しくは駐機のための施設の提供に係る役務の提供その他これらに類する役務の提供(当該施設の貸付を含む。)で船舶運行事業者等に対して行われるもの」と規定され、消費税法基本通達7-2-11(水先等の役務の提供に類するもの)においては、「その他これらに類する役務の提供」について、「例えば、外航船舶等の清掃、廃油の回収、汚染処理等が含まれる。」と規定されています。

当該業務は、外航航空機に対してなされるものであることから、当該通達の規定に含まれる役務の提供であり、よって、消費税法上の輸出免税の対象となるものとして取り扱って差し支えないのではないかと考えます。